

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

一部の得意先だけに支出する販売奨励金

Q：当社は、売上高の促進を図るため、各販売店ごとにあらかじめ目標高を定めています。

ところで、その目標高を達成した販売店に対し報償金を支払うこととした場合、この報償金は交際費に該当することになるのでしょうか。

A：交際費ではなく、売上割戻しに該当します。

【解説】

売上割戻しとは、一定期間に多額又は多量の取引をした得意先に対して、その見返りとして支出するものであって、多量等の取引が行われたことに対する謝礼の意味が含まれています。

したがって、売上割戻しは一定のルールに基づいて行われていることが必要です。

ところで、交際費等に該当しない売上割戻し等には、売上高や売掛金の回収高のほか得意先の協力度合いを勘案して支出するものも含まれます。

ご質問のように、販売目標額を達成した得意先に売上割戻しをすることは、得意先の協力度合いを勘案して支出する場合の一方法とも考えられますので、結果的に一部の得意先のみ支出することになっても、そのことのみをもって直ちに交際費に該当するという事にはならないものと思われま

